

新潟市北区配食サービス事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第2項の規定に基づき、ひとり暮らし高齢者等に対し、地域のネットワークを活用した配食サービスを提供することにより、高齢者の栄養改善と自立支援を図り、併せて安否の確認を行い高齢者の状況を定期的に把握し、もって高齢者福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、新潟市とする。

2 市長は、事業の実施の一部を適切な事業運営が確保できると認められる法人等（以下「受託者」という。）に委託することができる。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、新潟市北区に住所を有する65歳以上の高齢者で、老衰、心身の障がい、疾病その他の理由により、食事の調理が困難な者又は栄養改善が必要な者のうち、次の各号のいずれかに該当する世帯に属するものとする。

- (1) 65歳以上の単身世帯
- (2) 65歳以上の高齢者のみ世帯
- (3) その他市長が特に必要と認める世帯

(事業内容)

第4条 事業の内容は、栄養バランスのとれた調理済みの食事を、月2回以内を基準として、配食サービスの利用を決定した者（以下「利用者」という。）の自宅に食事を配達し、併せて安否確認を行い、健康状態等に異常があった場合には、関係機関への連絡等を行うものとする。

(利用申請)

第5条 配食サービスを希望する者（以下「申請者」という。）は、新潟市北区配食サービス事業利用申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(利用決定等)

第6条 市長は、前項の申請があったときは内容を審査して利用の可否を決定し、申請者に対し、北区配食サービス事業利用（決定・却下）通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、前項により配食のサービスの利用の決定をしたときは、北区配食サービス事業委託書（別記様式第3号）により受託者に委託するものとする。

(利用の報告)

第7条 受託者は、利用の実績について、市長が定める実績報告書により当該月の翌月7日までに市長に対して報告するものとする。

(利用者負担)

第8条 利用者は、事業の実施に必要な食材料及び調理費相当分を負担するものとする。

2 利用者は、配食サービスが不要な日が生じたときは、配達の前日までに連絡するものとし、連絡を行わなかった場合は、前項の負担をしなければならない。

(利用の中止)

第9条 利用者は、配食サービスの利用を中止しようとするときは、原則として利用を中止する3日前までに新潟市北区配食サービス利用中止届出書（別記様式第4号。以下「中止届出書」という。）を市長に対し、提出しなければならない。

2 市長は、利用者から前項の規定による中止届出書の提出を受けたときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、当該利用者に係る配食サービスの利用を中止させるとともに、新潟市北区配食サービス利用中止通知書（別記様式第5号。以下「中止通知書」という。）を利用者に交付するものとする。

- 3 市長は、第1項に掲げるもののほか、必要があると認めるときは、利用者に対する配食サービスを中止させることができる。この場合において、市長は、中止通知書を利用者に交付するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成23年4月1日から施行する。

(新潟市北区豊栄地区配食サービス事業実施要綱の廃止)

- 2 新潟市北区豊栄地区配食サービス事業実施要綱(平成20年4月1日施行)は廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の際、現に新潟市北区豊栄地区配食サービス事業実施要綱第3条の規定による利用の承認を受けている者は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

